

目 次

第1号（10月27日）

告 示

..... 1

応招議員

..... 1

議事日程

..... 2

本日の会議に付した事件

..... 2

出席議員

..... 3

欠席議員

..... 3

事務局職員出席者

..... 3

説明のため出席した者の職氏名

..... 3

開 会

..... 3

会議録署名議員の指名

..... 4

会期の決定

..... 5

町長提出第137号議案

..... 5

町長提出第138号議案

..... 5

町長提出第139号議案

..... 5

町長提出第140号議案

..... 11

町長提出第141号議案

..... 13

閉 会

..... 41

署 名

..... 42

津和野町告示第 56 号

平成 20 年第 5 回津和野町議会臨時会を次のとおり招集する

平成 20 年 10 月 17 日

津和野町長

中島 巖

1 期 日 平成 20 年 10 月 27 日

2 場 所 津和野町役場 日原第 2 庁舎議場

○開会日に応招した議員

村上 義一君

下森 博之君

沖田 守君

青木 克弥君

河田 隆資君

青木登志男君

原 秀君

中岡 誠君

須川 正則君

滝元 三郎君

道信 俊昭君

斎藤 和巳君

竹内志津子君

板垣 敬司君

村上 英喜君

藤井貴久男君

後山 幸次君

○応招しなかった議員

平成 20 年 第 5 回 (臨時) 津 和 野 町 議 会 会 議 録 (第
1 日)

平成 20 年 10 月

27 日 (月曜日)

議事日程 (第 1 号)

平成 20 年 10 月 27 日 午

前9時00分開会

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 町長提出第137号議案 津和野町固定資産評価審査委員

会委員の選任について

日程第4 町長提出第138号議案 津和野町固定資産評価審査委員

会委員の選任について

日程第5 町長提出第139号議案 津和野町固定資産評価審査委員

会委員の選任について

日程第6 町長提出第140号議案 津和野町教育委員会委員の任命

について

日程第7 町長提出第141号議案 平成20年津和野町一般会計補

正予算(第3号)

本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 町長提出第137号議案 津和野町固定資産評価審査委員

会委員の選任について

日程第4 町長提出第138号議案 津和野町固定資産評価審査委員

会委員の選任について

日程第5 町長提出第139号議案 津和野町固定資産評価審査委員

会委員の選任について

日程第6 町長提出第140号議案 津和野町教育委員会委員の任命
について

日程第7 町長提出第141号議案 平成20年津和野町一般会計補
正予算(第3号)

出席議員(16名)

1番 村上 義一君

2番 下森 博之君

3番 沖田 守君

6番 河田 隆資君

7番 青木登志男君

8番 原 秀君

9番 中岡 誠君

10番 須川 正則君

11番 滝元 三郎君

12番 道信 俊昭君

13番 斎藤 和巳君

14番 竹内志津子君

15番 板垣 敬司君

16番 村上 英喜君

17 番 藤井貴久男君

18 番 後山 幸次君

欠席議員（1名）

4 番 青木 克弥君

欠 員（1名）

事務局出席職員職氏名

局長 齋藤 等君

説明のため出席した者の職氏名

町長 …………… 中島 巖君 副町長 ……………

松浦 秀信君

副町長 …………… 沖田 修君 教育長 ……………

齋藤 誠君

参事 …………… 長嶺 常盤君 総務財政課長 ……………

右田 基司君

税務住民課長 …………… 米原 孝男君 健康保険課長 ……………

安見 隆義君

午前9時00分開会

○議長（後山 幸次君） おはようございます。一昨日、気象庁より3カ月の予報が発表されております。中国地方の予報では、11月の天気は数日周期で変わるといふふうに報道されております。また12月、1月は雨や雪が多くなるとの予報でもあります。これからは天候も不順で寒暖の差が大きい日もあるようでありますので、皆様方には健康には十分留意されて風邪など引かれないように活動していただきたい、このように思っております。

本日は平成20年第5回津和野町議会臨時会が招集されましたところ、皆様方にはおそろいでお出かけいただきましてありがとうございます。

本臨時会は、人事案件4件、補正予算1件について御審議いただくわけではありますが、皆様方の慎重な御審議をよろしくお願いをいたします。

4番、青木克弥議員より欠席の届出が出ております。ただいまの出席議員数は16名であります。定足数に達しておりますので、平成20年

第5回臨時会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（後山 幸次君） 日程第1、会議録署名議員の指名。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、10番、須川正則君、11番、滝元三郎君を指名いたします。

それでは、先ほど議会運営委員会を開催いたしまして、今臨時会の会期及び議事運営等について協議をいたしましたので、その結果について委員長の報告を求めます。11番、滝元三郎君。

○議会運営委員長（滝元 三郎君） 議会運営委員会を先ほど開催し、今臨時会の議会運営について協議しましたので、その結果を津和野町議会会議規則第77条の規定により、報告いたします。

今臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思います。本日は町長提出議案の提案説明を受け、質疑、討論、採決を行い、閉会したいと思います。

以上、議会運営委員会の協議結果を報告いたします。津和野町議会議長後山幸次様、議会運営委員長滝元三郎。

以上でございます。

○議長（後山 幸次君） ありがとうございます。

日程第2．会期の決定

○議長（後山 幸次君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今回の臨時会の会期は議会運営委員長報告のとおり、本日1日限りとしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 御異議なしと認めます。よって、今臨時会の会期は、本日1日限りと決定いたしました。

日程第3．議案第137号

日程第4．議案第138号

日程第5．議案第139号

○議長（後山 幸次君） 日程第3、議案第137号津和野町固定資産評価審査委員会委員の選任についてより、日程第5、議案第139号津和野町固定資産評価審査委員会委員の選任についてまで、以上3案件につきましては、会議規則第37条の規定により、一括議題といたしま

す。

執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（中島 巖君） 改めておはようございます。秋もだんだん深まってまいりまして、朝晩は肌寒さを感じるようになりました。そうした本日、臨時会をお願いを申し上げましたところ、議員の皆様方には繰り合わせて御出席いただき、大変ありがとうございました。本日の臨時議会には、人事案件4件、そして平成20年度一般会計補正予算1件の合わせて5案件について御提案をさせていただいているところであります。何とぞよろしく御審議のほどをお願いを申し上げます。

それでは、議案の提案理由の説明をさせていただきます。

まず議案第137号は、津和野町固定資産評価審査委員会委員の選任についてでございますが、この委員会の委員さんは3名の委員さんをもって委員会を構成をさせていただいておりますが、このたびお二方、任期満了によりまして御退任をいただくことになりました。そのために新たに3名の方を選任をさせていただきたいということでございます。

まず今回御退任をいただきますのは、津和野地域からお願いしておりました中原睦志さん、そして日原地域からお願いしておりました大

井豊さん、それぞれ御退任いただきまして、137号におきましては次の方をお願いしたいと思っております。住所が津和野町青原135番地1、氏名、竹内精一、生年月日、昭和6年8月20日でございます。

竹内精一さんにつきましては、今日まで委員としておつとめをして、1期間していただいたわけでございますが、任期満了でございますけれども、引き続いてお願いを申し入れたいというものでございます。

続きまして、議案第138号、同じく津和野町固定資産評価審査委員会委員の選任についてでございますが、お願いを申し上げたいのは、住所が津和野町耕田1267番地、氏名、田淵晴男、生年月日、昭和25年5月3日でございます。

田淵晴男さんにつきましては、もと町の職員でございまして、長い期間勤務をしていたわけでありまして、特にその間、税務の担当、約職歴の中で3分の2という、20年を超える長期間、そうした業務に携わってきたという、税務については精通した人でございます。生年月日、昭和25年5月3日でございます。

それからもう一方でございますけれども、議案第139号、これも津和野町固定資産評価審査委員会委員の選任についてでございますが、今回お願いを申し上げたいのは、住所が津和野町相撲ヶ原539番地2、

氏名、草田吉丸、生年月日、昭和26年4月21日でございます。草田さんにつきましても、もと町の職員でございまして、この方も在職中、税務の担当として勤めていただいております、そうしたことについては精通をされた方であると、このように考えておるわけでございます。

以上、3名を御提案をさせていただきますので、御討議を賜りますようによろしくお願いを申し上げます。

○議長（後山 幸次君） 以上で提案理由の説明を終わります。

議案第137号津和野町固定資産評価審査委員会委員の選任について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） ないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案件につきましては、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 御異議なしと認めます。よって、討論を省略し、直ちに採決いたします。この採決は無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（後山 幸次君） ただいまの出席議員は15名であります。

次に立会人を指名します。会議規則第32号第2項の規定によって、立会人に7番、青木登志男君、6番、河田隆資君を指名いたします。

投票用紙を配ります。

〔投票用紙配付〕

○議長（後山 幸次君） 念のため申し上げます。本案に賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載の上、投票を願います。

なお投票における表決において、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、会議規則第84条の規定により反対とみなすことになっております。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○議長（後山 幸次君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。1番議員から順番に投票を願います。

〔議員投票〕

○議長（後山 幸次君） 投票漏れはありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 投票漏れなしと認めます。

開票を行います。7番、青木登志男君、6番、河田隆資君の立ち会いをお願いいたします。立ち会いをお願いいたします。

〔開票〕

○議長（後山 幸次君） 選挙の結果を報告します。

投票総数15票であります。これは先ほどの出席議員数と符合しております。そのうち賛成15票であります。

以上のとおり全員賛成であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（後山 幸次君） 議案第138号津和野町固定資産評価審査委員会委員の選任について、これより質疑に入ります。ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） ないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案件につきましては、討論を省略して、直ちに採決いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 御異議なしと認めます。よって、討論を省略し、直ちに採決いたします。この採決は無記名投票をもって行います。議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（後山 幸次君） ただいまの出席議員は15名であります。

次に立会人を指名します。会議規則第32号第2項の規定によって、立会人に3番、沖田守君、2番、下森博之君を指名いたします。

投票用紙を配ります。

〔投票用紙配付〕

○議長（後山 幸次君） 念のため申し上げます。本案に賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載の上、投票を願います。

なお投票における表決において、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、会議規則第84条の規定により反対とみなすことになっております。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○議長（後山 幸次君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。1番議員から順番に投票を願います。

〔議員投票〕

○議長（後山 幸次君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 投票漏れなしと認めます。

開票を行います。3番、沖田守君、2番、下森博之君の立ち会いをお願いいたします。

〔開票〕

○議長（後山 幸次君） 選挙の結果を報告します。

投票総数15票であります。これは先ほどの出席議員数と符合しております。そのうち賛成15票であります。

以上のとおり全員賛成であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（後山 幸次君） 議案第139号津和野町固定資産評価審査委員会委員の選任について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） ないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案件につきましては、討論を省略して、直ちに採決いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 御異議なしと認めます。よって、討論を省略し、直ちに採決いたします。この採決は無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

ただいまの出席議員数は15名であります。

次に、立会人を指名します。会議規則第32号第2項の規定によって、立会人に、1番、村上義一君、17番、藤井貴久男君を指名いたします。

投票用紙を配ります。

〔投票用紙配付〕

○議長（後山 幸次君） 念のため申し上げます。本案に賛成の方は賛

成と、反対の方は反対と記載の上、投票を願います。

なお投票における表決において、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、会議規則第84条の規定により反対とみなすことになっております。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○議長（後山 幸次君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。1番議員から順番に投票を願います。

〔議員投票〕

○議長（後山 幸次君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 投票漏れなしと認めます。

開票を行います。1番、村上義一君、17番、藤井貴久男君の立ち会いをお願いいたします。

〔開票〕

○議長（後山 幸次君） 選挙の結果を報告します。

投票総数 15 票であります。これは先ほどの出席議員数と符合しております。そのうち賛成 15 票であります。

以上のとおり全員賛成であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

日程第 6 . 議案第 1 4 0 号

○議長（後山 幸次君） 日程第 6、議案第 1 4 0 号津和野町教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

執行部より提案理由の説明を行います。町長。

○町長（中島 巖君） 議案第 1 4 0 号について御説明申し上げます。

1 4 0 号は、津和野町教育委員会委員の任命についてお願いをするものでございますが、今回お願いを申し上げたい方は、住所が、津和野町日原 6 3 番地、氏名、洗川紀子、生年月日、昭和 1 5 年 1 0 月 3 0 日でございます。

洗川紀子さんにつきましては、合併前、旧日原町の教育委員としての

経験が約1年ございます。そして新町を発足いたしまして、教育委員として選任をさせていただきました。その際、法律制度の定めによりまして、本来は1期4年でございますけども、合併の経緯を踏まえまして3年委員ということになったわけでございます。したがって、その3年の任期が来月5日に到来するわけでございます。御本人につきましては、したがって合併前後を通じて4年間教育委員としておつとめいただいておりますわけでございますが、現在は町の教育委員長として本町の教育行政の振興発展のために御尽力いただいておりますわけでございます。任期が12月5日でございます。失礼いたしましたが。そうした経緯を踏まえまして、今回改めて洗川紀子さんを本町の教育委員として任命をさせていただきたいというものでございます。よろしく御審議のほどお願いを申し上げます。

○議長（後山 幸次君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） ありませんので、これで質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案件につきましては、討論を省略し、直ちに採

決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 御異議なしと認めます。よって、討論を省略し、直ちに採決いたします。

この採決は無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（後山 幸次君） ただいまの出席議員数は15名であります。

次に立会人を指名します。会議規則第32号第2項の規定によって、立会人に16番、村上英喜君、15番、板垣敬司君を指名いたします。

投票用紙を配ります。

〔投票用紙配付〕

○議長（後山 幸次君） 念のため申し上げます。本案に賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載の上、投票を願います。

なお投票における表決において、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、会議規則第84条の規定により、反対とみなすことになっております。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○議長（後山 幸次君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。1番議員から順番に投票を願います。

〔議員投票〕

○議長（後山 幸次君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 投票漏れなしと認めます。

開票を行います。16番、村上英喜君、15番、板垣敬司君の立ち会いをお願いいたします。

〔開票〕

○議長（後山 幸次君） 選挙の結果を報告します。

投票総数15票であります。これは先ほどの出席議員数と符合しております。そのうち賛成14票であります。反対が1票であります。

以上のとおり賛成多数であります。よって、本案件は原案のとおり可決されました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

日程第7. 議案第141号

○議長（後山 幸次君） 日程第7、議案第141号平成20年度津和野町一般会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（中島 巖君） 提案理由の御説明を申し上げます。

議案第141号は、平成20年度津和野町一般会計補正予算（第3号）でございます。今回予算の総額、歳入歳出それぞれ3,000万円を追加をさせていただきまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ69億8,368万5,000円とさせていただきたいというものでございます。補正の主たる理由でございますけれども、ああして津和野共存病院、日原診療所、老健施設せせらぎの公設化、そしてその医療の経営を指定管理するに際しまして、議会の皆様方からも強い御意見をいただいてまいったところでございます。そうした御意見、あるいはその後における日原診療所の経営状況等踏まえまして、地域の医療を守るための新たな受け皿づくりにつきまして、いろいろな角度から検討をして

まいったところではありますが、結果として町と医師が出資する医療法人を立ち上げて対応することといたしたわけであります。そのための出資金3,000万円を今回予算補正をさせていただきたいというものであります。予算内容及び出資先となります新医療法人の概要等につきましては、副町長、あるいは担当課長から御説明を申し上げますので、よろしく御審議のほどお願いを申し上げます。

○議長（後山 幸次君） 総務財政課長。

〔担当課長説明〕

.....

議案第141号 平成20年度津和野町一般会計補正予算（第3号）

.....

○議長（後山 幸次君） 松浦副町長。

〔副町長説明〕

.....

議案第141号 平成20年度津和野町一般会計補正予算（第3号）

.....

○議長（後山 幸次君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。ありませんか。3番、沖田守君。

○議員（3番 沖田 守君） まず財源からお尋ねいたしますが、御説明のように合併特例債の一般単独事業債をお使いになる、こういうことでもありますから結構ではないかと思えますし、説明のように事業費の95%が適用だと思わんですが、その残りというのは即普通交付税の対象になると、こういう解釈でいいんですねというのが1点と、それから予算ではそういうことではありますが、資料を副町長から説明いただきましたが、何点かお尋ねをしてみたいと思います。

まずは日原診療所、現状の日原診療所の管理料はマイナスとなっているという表現がされておるわけですが、日原診療所が我々に今まで説明を受けた経営内容というのは、事実マイナス要素が強い、こういうことではありますが、指定管理においても日原診療所の管理料はマイナスとなっているというこの表現の意味は何を意味しているのかというのがちょっとこれではわかりにくい。診療所が経営が不振なんですよという意味なのか、管理料というふうになれば、管理料というのは指定管理の管理料がマイナスで町へ支払いができませんのですがという意味なのか、そこら辺を御説明をいただきたい。

それと2番目の新法人への厚生連からの従業員、職員の出向ということで今説明がございました。当初はこういう形をとらざるを得ない

のかなという気もいたしますが、新医療法人を立ち上げるならば、少なくとも最初からきちっと新医療法人で雇用という形を取っていかないと、厚生連の現在まで長い歴史もありましたが、そこからの人の出向ということになると、いささか残ります津和野病院やせせらぎ等の職員との関係や何かというのは一体どうなるものかという若干不安を残しておるのではないかと、こう思いますので、その点。

それから社会医療法人というこの意味合いが十分わかりませんので、そこも最後に御説明をいただきたい。それとですね、要するに、この説明の中で、新医療法人は、現在の診療所で即診療行為を行うというか、法人の所在地とするわけにいかないということで189番81というところでしょうか、これは189番の81というのは、位置はどこなんですか。今病院の中なのか、診療所の中なのか、中というかあの地番であるのかというのが定かではありませんので、それをお話しいただきたい。

そしてこの新医療法人の登記の時期、これは今までの説明でありますと、この12月1日に医療法人をとということですから、12月1日付の新法人立ち上げということになるのかどうなのかという点をですね、今ざらっと資料をちょうだいして目について、多少お伺いしておかな

ならんなと思いましたが数点をまずはお伺いをしたいと思えます。

○議長（後山 幸次君） 総務財政課長。

○総務財政課長（右田 基司君） 財源についてでございますが、合併特例債につきましては、95%が充当されるということで、3,000万の95%でございますんで、2,850万円が充当になるということでございます。

それで普通交付税につきましては、この2,850万円の7割相当分の償還金について回答になりますんで、2,850万円の7割で1,995万円部分が普通交付税の対象になるというものでございます。

それで今回3,000万のうち95%が2,850万円でございますんで、3,000万円から2,850万円を引いて、150万円残るわけでございますが、その部分については今回普通交付税で充当をさせていただくというものでございます。

○議長（後山 幸次君） 松浦副町長。

○副町長（松浦 秀信君） 日原診療所の管理料マイナスとなっているということでありまして、これは3月31日段階では一括して全体の指定管理料というか、町へ払っていただくお金を150万という全体の中で一括したトータルでの契約をしておりました。で、この前

それぞれの設置条例をつくりまして、それぞれ津和野共存病院、老健せせらぎ、それから日原診療所、そういうふうに設置条例をつくったときにあわせまして指定管理といたしますか、今度津和野町へ払ってもらう管理料に、管理というより津和野町へ払ってもらう総額の150万をそれぞれ分割してそれぞれの施設で出してもらうという形にしました。そうしますと、当然日原診療所が経営的に赤字になっているということでございますので、そういう意味で管理料というものがその中では捻出できない、そういう意味合いの考え方であります。

それから法人への出向の問題ですが、当然法人立ち上げるということになれば、当然従業員といたしますか、職員の募集もしますが、今すぐといても当然募集もするんですが、間に合わないときには当然その今の厚生連から出向していただいて、この法人がそれだけの賃金を払えるということになれば、厚生連の経営の負担が軽減されるということがあります。で、余剰人員を抱えなくて、厚生連としては余剰人員を抱えなくて済むという現実的な部分がございまして、だんだん整備していく段階においてはそれは厚生連が正規な定数で行けるということでもありますけれども、診療所分離という段階では厚生連としては余剰人員を抱えるということになりますので、この点については新法人が受

け皿になって出向していただいて、切りかえる間、そういう形態もやむなし。それで新法人が雇用できれば、そこの日原診療所で働く厚生連の関係は、看護師等のスタッフにつきましては、津和野共存病院のほう移っていただければ、津和野共存病院のほうの現実厳しい労働条件といえますか、労働環境が若干でも解消されるのではないかというようなメリットもあるというふうに考えております。基本的には確かに雇用を新たにしているのがいいということでもありますので、雇用については募集はかけていくということでもあります。

それから社会医療法人としての輪郭というのは、これは社会医療法人というのはやっぱり公益性の高い医療になってくる、こうしたものがですね、今回の公益性の高い医療分野に進出することを認めるというのが改正医療法でこれが去年の4月1日から施行されて、新たにこうした社会医療法人というのが創設されました。これは公益性も高いというでありますので、税制面から含めてプラスになると、普通の医療法人でやるよりかはプラスになってくるという、そういう意味でこの認可を受けるほうが高い。で、津和野の場合は特に無医地域というか、僻地というようなところもありますので、そうしたところの往診、在宅、そうしたことを中心に、この新たな医療法人が受けていくということ

になれば、こうした社会医療法人の認可は受けるというふうに思います。

で、位置につきましては、現在老健せせらぎとちょうど町道を挟んで向かい側にあんります石西社が持っています昔の研究棟が、長屋がございます。これをお借りしてですね、あそこの2室をお借りして、若干手洗いというか、手を洗う洗面所みたいなものの整備は必要ですが、保健所等にも見ていただいておりますので、そこの2室を診療所にしていきます。そういう位置です。

それから登記の問題は、本日予算の議決をいただきましたが、この法人の設立総会、そうしたものの手続を踏まえまして登記の手続に入っていくということでもありますので、何月何日付ということとはちょっとまだはつきりわかりません。

それからこれも県の医療審議会の認可を受けて、県からその医療法人としての認可ということが出てきますので、そこのあたりも踏まえまして手続を進めたいというふうに考えているところであります。

○議長（後山 幸次君） 3番、沖田守君。

○議員（3番 沖田 守君） 財源はね、よくわかったんですが、私が質問したのは、合併特例債を使うから、それは事業費の95%だから、

残りの5%部分がちょうど150万になるが、即交付税の対象になるのかという意味のことをお尋ねしたので、それもう一遍説明いただきたいんですけど。

それからですね、もう1点は、今副町長の説明でおおむね大体そういう意味だなというのがわかりました。わかりましたからいいんですが、要するに現在の日原診療所の位置づけで町内のお医者さん方に、開業医の先生方に御協力をいただいて、より今日よりはもう少し利用度の高いというか、そういう診療所を目指したいと、こういうことになりますから、私はまことに結構なことだと思うんですが。

それでですね、町内診療所ということになると、要するにその町内の診療所と、診療所じゃない、開業医の皆さんと、こういうことになるんですが、できるのかできないのかわかりませんが、もう少し圏域を広げて、門戸を広げて、益田であろうと、中心はどうしても益田になると思いますが、益田で数を数えれば大変な開業医の先生方がおいでになるが、そういう方たちの御協力もおおぐような共同診療所の体系であるほうが望ましいというような気がいたしましたので、もう少し広域的に門戸を広げてそういう開業医の先生方の御協力をいただけるような、そういう診療所を医療法人を目指したらいかなものかなという気が

いたしますので、それもあわせてお気持ちを聞かせていただきたい。

とりあえず、その点。右田課長、どういう意味でしたかいね。

○議長（後山 幸次君） 総務財政課長。

○総務財政課長（右田 基司君） 沖田議員が申されたそのとおりでございます。

○議長（後山 幸次君） 松浦副町長。

○副町長（松浦 秀信君） 診療所のあり方の将来的な問題であります
が、当面は今基本構想で言うておりますように町内の開業医の皆さん
方の御協力をいただくということではありますが、これをやっぱり益田
圏域の中でも津和野病院の入院施設の位置づけは全体の圏域の中での
位置づけにしてますので、当然こうした御協力についてはできるだけ
近くのそうした広域の中におられる先生方の協力もいただければです
ね、より充実した診療科ができるというふうに思ってますので、それは
十分将来考えていきたいというふうに思ってます。

○議長（後山 幸次君） ほかにありませんか。6番、河田隆資君。

○議員（6番 河田 隆資君） 今までの説明で1カ所わからないところ、
これは在宅医療に対するセンターという意味で言われたのかどうか、
ちょっとわかりませんが、病院の前の何がしをお借りして、そ

こを拠点というのが少しわからなかったんですが、どういう施設でお借りをして活動しようとしているのかというところと、それと最初からお話をお伺いして、どうもわからないなと思うのが、一番最初は日原診療所を津和野と分けたと。そして、日原診療所はこの地域のお医者さんに協力をいただいて経営をしていただくということで議会の中で説明をされた。このスタッフを見ますと、和崎先生も小笠原先生の名前も何も載っていないと。ただ単純に現在いる厚生連のお医者さんが中心となってやっているだけのお話のように聞こえます。

そうなりますと、内部的な分裂、これは医は本当は誠心誠意やらなければいけないんでしょうけども、お金がもうかるとなれば、それじゃこっちのほうへ皆で移ろうかというふうな感覚も発生する可能性もあります。過去において、日原の共存病院は院外処方というのを取り入れた。その院外処方の薬局は厚生連にお金が入らずにそれを立ち上げられたお医者さんの懐に入っているというのが経緯であります。だとするならば、もう少し津和野町の和崎先生及び開業医の皆様の顔がなぜ見えてこないのかということが一つ疑問があります。

それと次に、使用料の保険が出ましたけども、あくまでも指定管理者として町はこのたび立ち上げられる医療法人を見てるのかどうか。だ

とするならば、当然その施設の使用料は町に入ってくるのかどうかということ、以上の点をお伺いをいたします。

○議長（後山 幸次君） 松浦副町長。

○副町長（松浦 秀信君） 今回の新しい医療法人につきましては、今の先ほど言いました位置で診療所を立ち上げるということでございますが、これは在宅を中心、在宅というか、往診を中心ということで、往もやりますので、そこで普通の診療をその場でやるというのは、ままだというふうに思われます。で、日原診療所は今までのように継続して厚生連の指定管理のもとで今のところはやっていますので、それはそれで継続をして、須山先生につきましては、理事長ということに今予定をされておりますので、この先生については、厚生連は退職をし、新法人から厚生連のほうへ出向して、そこで働くと、診療をするということでもありますので、日原診療所に、現在直ちにはまだ診療所としては在宅で行う往診の診療報酬等は入ってきますけれども、日原診療所、現在の日原診療所での収入は、当然厚生連の収入でございますので、それはそのまま継続しております。そういう状況です。

それから、ですから、日原診療所の問題は、今のところは切り離しておりますが、いずれ新法人が受け皿になって、ここをできるだけ早い時

期にそういうふうな新法人が受けられるような体制になれば、日原診療所は新法人のほうの運営ということに切り替えるということであり
ます。

それから町内の他の開業医の名前がないということではありますが、
現在のところ、そうした今後の協力体制の中で日原の診療所を共同的に開業医の先生方も入っていただいて使っていくということであり
ますので、現段階で開業医の先生方に、それでは趣旨をいただく、基金を出してもろうたということについては、まだ話しておりませんが、ある先生とのいろんな、この場でのいろんな会議の中でお話をしたこと
については、今のところその開業医の先生は、今はまあ私は自分の分もあるし、今はそれについての新しい法人への出資は今のところちょっと考えてないというようなことではありますが、今後将来的にはまたそうしたことも含めて門戸を広げていくということもあり得るというふうに思います。

それから使用料の問題につきましては、当然厚生連から使用料をいただいておりますので、状況によってはそうした使用料というのも、それに相当する部分についてはいただくということになろうかというふうに思っています。

○議長（後山 幸次君） 6番、河田隆資君。

○議員（6番 河田 隆資君） そうしますと、もしこの医療法人が立ち上がったときの須山先生の立場というのがあくまでも医局からの派遣がずっと続くのか、それとももう医局からは離れて自分で開業するという強い意志のもとにそれを目指しておられるのか、そこを聞いておかないと、須山先生がそのまま医局からの派遣医、しかも木島先生も医局からの派遣医、いろいろ個人的にお話をすると、医者であったり、私は医局員であったりいろいろな顔を使い分けられます。そうなりますと被害を被りますのは町民でありますので、当然大元の島根県の出られている医局側の意向というのもあるとは思いますが、しっかりした根を下ろしていただけるという覚悟は聞いておられるのかということと、先ほど和崎先生、和崎先生かどうかわかりませんが、開業医の人は現段階では出資をする段階ではないとなりますと、どうも話が厚生連の中のお医者さんだけの話で私たちが思っていた広く、先ほども同僚議員さんが言われましたように、益田の医師会等々のそういったお話まで行かないんじゃないかと個人的には思っておりますが、その点、須山先生の立場というものはどのようにお伺いをしているか、聞かせていただきたいと。

○議長（後山 幸次君） 町長。

○町長（中島 巖君） 申し上げますまでもないことでありますけども、いかなる形であれ、医療を行うということはまずは医師がいなければ成り立たないことであるわけでありましたが、そうしたことで医師の確保、何としても大事なことになるわけでありまして、で、須山先生についてのお尋ねでございますけども、実は現在御承知のとおり、大学からこの派遣をしていただいておりますという立場にあるわけでありまして、この本来でありますと4月から浜田の医療センターに須山先生をとというのが大学側の人事方針であったわけでありまして、このことを私どもも聞きまして、非常に驚き、また心配をいたしました。厚生連の会長からも、ぜひとも厚生連だけでこの人事をどうこうするというわけに行かないので、町もひとつ全力を挙げて取り組みをしてほしいという要請がございました。そうしたことも踏まえまして、大学側のこの人事に対して、私どもとしてはいろいろと異議を申し上げて、何としてもこの津和野の医療を守るために派遣を継続をしていただきたいという願いをしたわけでありまして、そのときの大学側の話としては、長い時間かけてこの人事について検討してきたので、この時点でこの人事案を変更することは非常に難しいというお話でございましたが、それでは本

町の医療が成り立たないということから再度要望いたしました。その結果、大学としては町の強いそうした地域医療を守るという姿勢を受けとめていただきまして、御本人とも話し合いをされたようでございますが、私どもはその席に同席したわけではございませんが、須山先生自身も非常に悩んではおられたわけでありませうけれども、ただしかし、ずっと長い間、津和野病院、あるいは日原病院、それぞれ医師として赴任をして、本町の医療を守るために頑張ってきた、その思いを何としても今後も貫いていかなければならない、そういう責務が自分にはあるんだということで、御本人も大学からの人事については何とかひとつ再考慮をしてほしいという要望があったようでございます。町の、あるいは厚生連の要望、そして御本人の御意思、それらを総合勘案されて、大学側はやむを得ないということで人事の変更をして、そして須山先生は本町にとどまっていたとということになった経緯がございます。そういう経緯を考えますと、須山先生にはこの地域でこの地域の住民の健康と命を守っていくという強い思い、強い決意があるということには私ども十分受けとめております。

大学とのまた人事の関係でございますので、今後のことについて私どもが申し上げるものはございませんけれども、大学側に対しましても、

先ほどの4月時点での経過、そして今日までずっと大学側と私ども医師確保についてお話をしてまいりました。そうした経緯を踏まえまして、今後のあり方については、やがて方向づけが出てまいるであろうと、このように考えておりますが、いずれにいたしましても、くどいようでございますけれども、医師がいない限り医療の継続は不可能でございますので、今後とも医師確保については、私ども町といたしましても全力を挙げて取り組んでまいりたいと、このように考えておるところでございます。

○議長（後山 幸次君） 6番、河田隆資君。

○議員（6番 河田 隆資君） 確認しますけれども、大学とは切れないうまま来られるということですね。

○議長（後山 幸次君） 町長。

○町長（中島 巖君） 現時点では先ほど申しあげました医療のことを私どもが申し上げる立場にはございません。

○議長（後山 幸次君） ほかにありませんか。3番、沖田守君。

○議員（3番 沖田 守君） 申しわけないんですが、副町長の今説明でね、要するに新しくこの新医療法人を立ち上げるけれども、現在の日原診療所は引き続きこれを立ち上げたのを契機に日原診療所で診療

を新しい医療法人が行うということなんでしょう。そういうようにとらえるのが本当なんでしょう。今あなたの説明はどうも我々にはそのように受けとめられなかったんですが、もう一度ようわかるように。私の理解が悪いのかもわかりませんが。

○議長（後山 幸次君） 松浦副町長。

○副町長（松浦 秀信君） 申しわけありません。ちょっと時間的な考えを頭に入れておりましたので、直ちにとということになりませんが、当然医療法人、新医療——新しい医療法人の認可がきちっとできれば、日原診療所については厚生連の指定管理から外して新しい法人が受けるという形になります。

○議長（後山 幸次君） ほかにありませんか。10番、須川正則君。

○議員（10番 須川 正則君） 1点ほどお聞きをいたしたいと思えます。医療法人を開設するメリットが3点ほど出ておりますが、当然この裏にはデメリットという面が私はあるのではなかろうかと思っております。私ども一番気になるところでございますが、私もない頭を絞りまして、ちょっと1点ほど考えたんですが、例えばこの医療法人がですね、大変な赤字になって、その出資金も食いつぶしていくというような場合には、当然また町があと資金を補てんしていくのかなという考え

は頭の中によぎったわけでございますが、そうした場合、町がどうなるのかなという大変不安な気持ちにはなっております。この医療法人を立ち上げること自体は指定管理の面から見ても選択幅が広がるのだとは思いますが、このデメリットの面というのはどのように考えておられるかなとひとつ答弁をお願いします。

○議長（後山 幸次君） 松浦副町長。

○副町長（松浦 秀信君） これまでもですね、厚生連とのこうした資金の支援という問題がありましたが、厚生連に対しても資金面と申しますか、その地域医療を守るために町は支出するという部分は現在の厚生連でも町の施設でもありますし、器具、それから建物の修繕、こうしたものは町が当然これは支援していかなければいけない、町が支援というよりか町がやっていかななくてはなりません。ですから、そういう意味ではこの新しい法人についても、やっぱり町の施設は施設です。で、町の建物でそういうふうな形なんで、そうした器具等につきましては、当然町が考えるというべきものは町が支援をしていくということになります。俗に言う人件費が出ない、そういうものについては町は今またこれをすぐ新しい法人にそれでは支援するかと言え、そういう気持ちは今持ってません。ですから、そうした地域医療を守るための条件

整備等につきましては、これは町は支出をしていくべきだというふう
に考えているところであります。

○議長（後山 幸次君） ほかにありませんか。13番、斎藤和巳君。

○議員（13番 斎藤 和巳君） 先ほどから御説明をいただいておりますけども、医療法人を立ち上げるというのは私どもは12月1日
というように前からある程度お聞きしとったんですけども、先ほどの
説明ですと、医療法人を立ち上げた時点で日原診療所は指定管理から
外されるんだというような感覚でおったんですけども、どうもそうで
はないというような感じですか。そうすると、いつ日原診療所はこの医療
法人に町と厚生連が協議して分離するというふうなのがあるが、基本
的にはいつごろのを予定しているのかという点と、まだ人員の出向に
関しまして、私は厚生連からスタッフがこっちに出向されると思って
たんですけども、聞くところ須山院長さんが厚生連を退職されて、それ
から医療法人のほうから厚生連へ出向されると今説明があったんで、
私は逆のような気がするんですけども、そこのほうをちょっとはつき
りしていただきたいという点と、やはり新しい医療法人が立ち上げる
のであれば、新しいスタッフの、先生は別として職員は早急に募集する
べきであろうと。事情によると厚生連の病院のほうもスタッフが足ら

ないというようなこともお聞きしとるのでね、それは早速もうこういうのができ上がるのなら、もう何人体制であるのかそれももちろんお聞かせ願いたいと思うわけですが、必要なスタッフはすぐに募集でもかけてゴーサインに向かっていくだろうというのが当たり前だろうと。いつまでもやはり厚生連の方の出向を願ってやるのか、スタッフの少ない中でこちらへというのは非常に厳しい面もあるだろうと思うし、労働条件のもちろん今までの厚生連のスタッフを使ううちゅうことになると、メリットの少ない職員じゃないかと。新たなほうがこういう条件で受け入れるというほうが私としては医療法人としては今後の運営に若干みやすいんじゃないかというような気がしますので、その点に関しましてちょっとお聞かせ願いたい。

○議長（後山 幸次君） 松浦副町長。

○副町長（松浦 秀信君） 新しい医療法人の設立なんですけれども、先ほど言いましたように、本日出資金につきまして議決をいただきましたら、直ちに設立總會の手続きをとりまして、それから登記、それから県への申請、認可。それで県では医療審議会を開いていただいて、よろしいという答申が県に対して出されましたら、県はそれに基づいて認可ということになります。その認可をいただいて、今度は厚生労働省の

ほうへ開業手続というのが要りますので、その手続をして、その翌月からスタートという実際の行為をですね、なります。

当初12月1日というような形ですね、今動いてるんですが、県の医療審議会の日程が、どうも11月の20日過ぎというふうになるということになりますので、それからすれば県の認可については何とか間に合はんことはないんですが、厚生労働省のほうへ出します病院の開設、だから、これからこういう病院をつくって開設しましたので、今度は診療報酬の請求行為を行いますという届出を、どうも1週間か10日前ぐらいにその翌月分の、例えば12月1日である場合は11月の20日から22、3日ぐらいのうちに厚生省に正式な手続が要るようです。それはどうも県の医療審議会の状況からすれば間に合わないということになりますので、12月の段階で厚生労働省のほうに正式認可、最終的な開設の手続をするということになると、1月1日が新しい診療所の開設という状況に、今スケジュール的に思ってます。

雇用の関係ですが、当然新しい雇用体制で臨むのがいいというふうに思ってますので、それはそれなりに公募して募集をかけていくと、ハローワーク等へも募集を出していくというふうに思いますが、ただ緊急なことで今看護師等のスタッフが非常に少ないという中であります

ので、もしそれが間に合わないということになれば、現在の厚生連のスタッフをお借りして、そのスタッフにかかる要因については診療所の報酬の中からお支払いするという形でないと、日原診療所にかかわっているスタッフを一気に要らないというわけには、厚生連は今度は余剰人員を抱えるという状況になりますので、それは連携をとりながら厚生連と協議させていただいて、スタッフの融通についてはスムーズにいくようにしていきたいというふうに考えております。

○議長（後山 幸次君） 13番、斎藤和巳君。

○議員（13番 斎藤 和巳君） そうすると、一応1月1日って言いましたですね。そうすると1月1日にこれは今の厚生連の指定管理から外すというように解釈してよろしいわけです。その時点で指定管理は厚生連から分離してという形ですか。それで医療法人の全スタッフとしては、構成としてはどのような人数のあれになってるんです。

○議長（後山 幸次君） 答弁の途中ではありますが、ここで10時40分まで休憩といたします。

午前10時30分休憩

.....

午前10時40分再開

○議長（後山 幸次君） 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

松浦副町長。

○副町長（松浦 秀信君） どうも申しわけありません。一応スタッフは、医師2人、看護師4人、薬剤師1人、事務職2人という、現在今そういう状況ですが、現在これを中心に検討している、最終的にこれで決定ということではございませんが、今これを基本に検討しているという状況です。（「もう1回言って下さい」と呼ぶ者あり）はい。医師2人、看護師4人、薬剤師1人、事務職2人、現在そういう状況です。

○議長（後山 幸次君） ほかにありませんか。14番、竹内志津子君。

○議員（14番 竹内志津子君） 町が医療に責任を持つということで新しい医療法人の立ち上げについては必要かなと思いますし、町が責任を持ってできるということと、それから公的な機関として認識されやすいというようなそういうメリットについては、私も同感でありますけども、無医地区での往診を基本とする在宅診療所とすると、そして外来は他の開業医と連携というふうになっておりますけども、先ほど河田議員の質問にもありましたけども、やはりこのあたりの開業医との連携というところで、具体的に開業医との話し合いがどこまで進んでいて、在宅についてはもう開業医に任せておいて大丈夫だということ

ころまでの約束がとれているかどうか、そこの辺がこれから本当診療所として成り立っていくかどうかというところを、大変大事なところではないかと思うんですけども、この点はいかがでしょうか。

○議長（後山 幸次君） 松浦副町長。

○副町長（松浦 秀信君） 新法人の在宅を中心にとというのは、現在も少しは往診等を日原診療所においてやっていますけれども、新しい法人ではそのあたりをもっと強化をして、今の地域に出かけて往診をしていく。で、将来的にはやはりこれからの高齢化社会の中で、地域における公民館なり、そうしたところを利用した中での診療所、出張診療所というか、時間を切ったこの地域ではこうした時間で診療しますよというような形の僻地医療というような形、お隣の益田市等でも私もよく広域農道を通りますと、カシワラ診療所というような形です。週に1回か、何回か、2回、2週間に1回かわかりませんが、ああした診療形態をとって、地域の人がそこへ来れば診療ができるというようなことも将来的にはこれか考えていかないけんで、考えているというふうに今新医療法人の中では考えてます。

それから町内の開業医との連携というのは、これ今後の、特に今後のことをございまして、現段階で基本構想でも述べてますが、当然この開

業医の先生方にも協力をいただくということでもありますので、今後、今これこれが約束できてるということではございません。今後輪を広げて機能強化を図っていくということでもあります。

○議長（後山 幸次君） 6番、河田隆資君。

○議員（6番 河田 隆資君） まことにしつこいようすけども、先ほども町長さんが言われましたように、医師がいなければ病院が成り立たない、私はそこにもものすごく心配をしているわけです。旧厚生連におきましても医師の引き揚げによって診療報酬がどんどん下がり、窮地に追いやられた。で、このたびの立ち上げる医療法人もですね、須山先生の立場を随分言ったわけですけど、300万円を須山先生が出されるということは、ここへ骨を埋める覚悟があたりなのかなという推測もしますけども、医大から医師引き揚げというものが発生した場合には、当然即今の状態だとつぶれてしまう。そのためには津和野町在住の医師の方たちときちっとした連携をとらないとおかしげなことになるという思いからその質問をしたわけですけども、いま一度須山先生のそういう立場及び意識というものを御確認をいただいているなら、お話をいただきたいと思います。

○議長（後山 幸次君） 町長。

○町長（中島 巖君） 須山院長先生の地域医療に対する思いについて、重ねてお尋ねでございましたが、先ほど来申し上げておるような状況経過を踏まえて推しはかってみますと、須山先生にはこの地域の医療を守っていくことが自分に課せられた使命であるという強い思いをお持ちいただいておりますということは言えると、このように考えておるところでございます。

○議長（後山 幸次君） 14番、竹内志津子君。

○議員（14番 竹内志津子君） 先ほどの私の質問の関連ですけども、この日原診療所が不採算部門であるということで切り離すということなんですが、ということは経営的にも十分やっていけるということのためには、やはり開業医の先生方の協力で在宅医療がやっぱり充実するということが必要なんだろうと思うんですけども、今までの答弁の中では、その開業医の先生との話し合いというのが、何て言うんですか、協力するというくらいにしか私には受け取られないんですが、どこまでその開業医の先生たちの意思が確認されているのか、どの程度まで協力得られるのか、その辺、やっぱりもうちょっと具体的にお話いただきたいと思うんですけども。

○議長（後山 幸次君） 松浦副町長。

○副町長（松浦 秀信君） 今後の問題といたしまして、この町内の開業医の先生方の協力を施設の利用を呼びかけるということでもありますので、津和野地域の医療の基本構想を考えるときに、今後の医師確保の上から考えたときでも町内、先ほどは3番議員さんからこの広域の中からの支援という御意見もございましたように、こうした中でより日原診療所の機能強化を図っていくということでもありますので、現段階で策定委員会の中でこうしたことをこれからやっていくほうがこの地域のためになるという答申を出されたということで、この今までの中で津和野の町内の開業医の先生方とこの日原診療所のあり方について直接議論をしたというのは全体の出席いただいて議論したということはありません。先ほど答弁いたしましたように、一部の開業医の先生方とはたまたま委員会等同席してましたので、そうした中では御意見をいただいて、そうしたことは大切なことであるし、自分たちも今後そうしたことについて十分検討をして協力できる分はしたいという意見でありまして、この町内の開業医の協力を得るとするのは今後のことでもあります。そのように努力していきたいというふうに思っています。

○議長（後山 幸次君） ほかにありませんか。11番、滝元三郎君。

○議員（11番 滝元 三郎君） 今回の提案、私が9月に一般質問で

もちよつと申し上げさせていただきましたが、いざいうときのために
ですね、早う受け皿を考えないけませんよということで答弁ございま
した。そのことの具体化ということであろうというふうに思っており
ます。基本的には望ましい方向であろうというふうに思っております。

特にですね、出資金が町しか出すところがないというようなことだ
と非常にまずいかなというふうな気がしておりましたが、お聞きし
たところによりますと須山院長さんが300万円を出していただける
ということで、町だけの出資ということになりますと、いわゆる町立の、
建物もそうだけでも運営も町立のイメージというのがどうしても外部
に情報発信しますんで、余り具合がよくないかなというふうに思っ
ておりましたが、院長さんも一緒になって出資をしていただけるとい
うことでですね、いわゆる町立でないことのメリットと言いますかね、町
立であるということだといろんな制約だとかの面がございまして町
立でないメリットというのが発揮できるだろうというふうに期待して
おります。そうした意味でもまこともいいことだなと、結構だなと、院
長さんの決断にこの決断に感謝申し上げたいと思っておりますが。

そこでですね、この新法人が日原の診療所を近いうちに厚生連から
分離をして指定管理を受けるといふような予定であるというふうなこ

となんですが、単純な心配なんですがね、日原診療所が非常に不採算部門であると。だから厚生連の経営の圧迫を除くために分離をして新医療法人に、指定管理に近いうちにしようという話なんですよね。そうすると、その厚生連にとって非常に不採算部門を新医療法人に受けるといことは、逆に新医療法人からしてみれば、不採算のところを受けさせられるわけですから、新医療法人の経営というのが非常に圧迫されると言いますか、先行き非常に不安だなというふうなことになってもいかんだろうというふうに思うんですよね。だから、そこの辺の見通し、経営の見通しと言いますかね、新医療法人に負担になるようなことはないのか、その辺ちょっと非常に心配なんですけど、その辺の見通しはいかがですか。

○議長（後山 幸次君） 松浦副町長。

○副町長（松浦 秀信君） 当然新医療法人になりますと、現在のいろんな意味では内容等は変わってきます。職員の処遇の問題も新たにこれはきちっとしていくということが出てくるというふうに思いますし、それからやはり小回りが効くといいますか、新しいやっぱり発想も生まれてくるんじゃないかというふうに思いますし、いろんな角度から最大の努力をされるというふうに思いますので、何とかプラマイゼロ

ぐらいにはしてもらえないのではないかというふうに考えているところ
であります。

○議長（後山 幸次君） 11番、滝元三郎君。

○議員（11番 滝元 三郎君） 何とかかなりそうだという見通しだとい
うことで安心をしておりますが。それからですね、もう1点、日原診
療所以外の指定管理につきましては、厚生連が来年度も引き続きやり
たいというふうなことを言っておると、希望しておるといことですが、
仮にですね、仮の話をしていいのか悪いのかあるんですが、その不
測の事態、厚生連が引き受けられなくなった時点ですね、ときには、
この新しい医療法人に指定管理依頼をするということになると思うん
ですが、そういった場合に、その場合にいわゆる運転資金、出資金です
よね、出資金が今回3,000万という形で出ておりますが、これが大
体2カ月分の運転資金というふうな根拠であるというふうに説明を受
けておりますが、仮に全部の指定管理を新医療法人にせざるを得なく
なった場合にですね、とてもこの運転資金じゃ賄いがつかんだろうと
いうふうに思うんですが、仮にそうなった場合には町として新たな出
資金というのを考えておられるかどうか、あるいはおられるとすれば
どの程度のことを考えておられるのか、仮定の話で答えられるかどう

かわかりませんが、お聞きをしておきたいと思います。

○議長（後山 幸次君） 松浦副町長。

○副町長（松浦 秀信君） 仮定の話で非常に難しい問題なんですが、まあ資料に示しておりますように不測の事態ということになれば、それはやっぱりそれ相応に地域医療を守るという観点から出資金の増額というのはあるというふうに思います。多分金額が幾らかと言われましてもまだそこまで十分検討をしておりませんので、今のままではちょっと金額についてははっきりさせることはできませんが、出資の追加はあるというふうに考えております。

○議長（後山 幸次君） ほかに。11番、滝元三郎君。

○議員（11番 滝元 三郎君） もう1点ほどですね、先ほど申し上げましたが、この日原診療所以外はですね、厚生連がいわゆる抜本的な経営改善をされて、健全経営をされてですね、来年度以降も引き続き管理を運営をしていただくというのは当然望ましいことなんですが、いろんな状況を見ると本当に大丈夫かなという気が非常に強いわけでございまして、はっきり申し上げると、やっぱり退職者がですね、この間も申し上げましたが、予定外出てくると、あるいは今のうちに退職金もらえる間にやめといたほうがいいんじゃないかというのがどんどんふ

えてくるだとかね、いわゆる職員の皆さんのモチベーション、労働意欲というのが低下をする、このままおっても大丈夫だろうかと今非常に不安感が増すということが非常にこわいわけですね。厚生連の体制、会長さんのあのような、今受理されたのかどうかわかりませんが、そういう体制から見ると、非常に求心力が失われつつあるなというふうな気もするわけですね。そうすると、ある程度早い時期にですね、町の姿勢というのを判断をせざるを得んというふうに思うんですね。それが余り遅くなったんじゃ、そういった不安感がますます増してくると。もうどうにもならんようになるということになり得んとも限らんと思います。

したがいまして、ある程度の時期には来年度どうするのかということについて判断をせざるを得ないと思う。それも余り遅い時期、3月ぎりぎりになってというわけにもいかんじゃろうと思うんですが、そこら辺についてですね、それこそ地域の医療を守るために、がたがたになる前に何とかせないかんという形でその判断はいつごろされるのか、あるいはどのような材料でもって判断をされるのか、ひとつこの際お聞きをしておきたいというふうに思います。

○議長（後山 幸次君） 松浦副町長。

○副町長（松浦 秀信君） 判断と言いますか、現段階においてはですね、厚生連からの考え方としては来年度も引き続き指定管理をさせていただきたいという指定管理で運営していきたいという意思表示はいただいております。

したがって、いずれにいたしましても、町が一義的に、第一義的に判断ということはないというふうな、まず厚生連自体が自分が来年度も引き続きできるかできないか、これをやっぱり内部の状況も踏まえながら厚生連自体で方向を一義的には出していただかないと、町としては厚生連で運営していただくのが今のところが一番だということで指定管理をしているわけでありまして、一義的には先ほど言いましたように厚生連がどうするかという判断を出していただけないと、町から厚生連、あなたはもう指定管理をやめますよということとは言えない。言える立場で、今のところ言える立場でございませぬので、厚生連が内部的に十分協議をいただいて、来年度もきちっとできるという判断ならそれはそれでうちは受けるということになります。

○議長（後山 幸次君） ほかにありませんか。河田君、3遍じゃけ、質問は3遍、病院の問題についてもう3回発言しておられますんで、どうにもその（発言する者あり）と、言われれば、そうすると全員にその

ことを与えにやならんようになりますんで、できれば…（発言する者あり）ほかにありませんか。13番、斎藤和巳君。

○議員（13番 斎藤 和巳君） 先ほどスタッフの人数が合計9名と
いうのをお聞きしました。いろんな形の中からやはり経費削減のため
に現厚生連病院のスタッフの賃金体制では若干高目になるというので、
新たな組織の診療のスタッフを募集してから健全経営に向かっていく
というような話を。そうしますととりあえず今9名の中から少しでも
早く1月1日から早ければ開業できるという運びになるような感じが
しとるわけですけども、そうしますとやはりこの中でこの部分という
部分を早目に募集かけないと、いつごろから募集をかけるのかわから
ないんですけども、もちろん厚生連との協議の中で余剰人員おればこ
ちらのほうに回してもらおうというのは重々わかるんですけども、我々
が聞くところによると、厚生連自体のスタッフが非常に少なくて厳し
い就労条件の中でやっとならんとするということをお聞きしとりますのでね、やは
りこれは早急に早目に募集をかけるべきだろうと思うけど、そんなの
早目にすると、いつごろから募集をかけれるのかどうか、その点ちょっ
とお聞かせ願いたいと思いますが。

○議長（後山 幸次君） 松浦副町長。

○副町長（松浦 秀信君） まだ何日から募集をするというふうに私もまだわかりませんが、まず法人の設立総会をして、それから県に、せめてですね、県に認可申請を上げてからでないと募集はでき——設立総会を内輪だけでやって、それではすぐ募集かけますというわけにいかんと思うんで、せめて県に認可申請を出してからでないとできないということになりますので、早くて来月の初めぐらいにはなるんではないかというふうに思いますが、これを早く、できるだけ早くですね、一日も早くその募集をして、早くスタッフをそろえるべきだというふう
に考えてはおります。

○議長（後山 幸次君） 17番、藤井貴久男君。

○議員（17番 藤井貴久男君） 不測の事態に備える受け皿というふうなことでありまして、これが設立されると、今度指定管理については2つの受け皿があるというふうに私は考えていいんだろうと思います。厚生連とこの医療法人の2つの受け皿があるんだと。今さっき副町長が言われたが、厚生連を町のほうから切ることはないというふうには言われましたが、公募すれば新しくできるこの医療法人も当然やりたいよというふうなことになるだろうと思います。そこのところをどう考えるのか、先のことだからわからないと言われるのかもしれないが、そ

ういうふうなことだって出てくるだろうというふうに思いますが、その辺はどうなのでしょう。

それと先ほど同僚議員が言いましたが、3,000万の2カ月分ということですので、もし不測の事態が起きて、この法人が、新しく設立される法人が橋井堂がもしやられるという、全体をやるということになれば、それはせせらぎにしても介護ステーションにしても津和野共存病院の運営もできるわけではありますが、果たしてそのときに町の持ち出しがどうなるかというのが私が一番気になるわけです。そのところ、やっぱり明らかにしておいていただかないと、この法人についての出資金が3,000万ということではありますが、これが厚生連が出しておるのが2,700万を出しておりますので、それに比べるとまあ同じような額なのかなというふうな感じもいたしますが、先をどうなるのかというところが見えないと審議が非常に難しいということがあります。基本、専門的な知識もありませんので、特にその辺が、さあどうだと言われたときに非常にわかりづらいというのが現状です。

それで、いろいろ申しましたが、先ほど質問した件について御答弁いただきたいと思います。

○議長（後山 幸次君） 松浦副町長。

○副町長（松浦 秀信君） 指定管理の方法で非公募と公募とあるわけですが、公募すれば、それは地域限定なしに公募すれば、それは全国規模の部分も公募の対象にもなりますが、今のところ公募するという考え、今のところは今公募して指定管理をするという考え、今のところ持っておりません。ですから、先ほど言いましたように、厚生連が引き続きやるということで意思表示されれば厚生連にやってもらえばいいというふうに思ってますので、その新しい法人がすべてをとってやるという、そういう状況は作りたくありませんので、それははっきりさせておきたいというふうに思います。

で、その町の今後の持ち出しなんですけど、先ほども今回の持ち出し、今回の出資については、おおむね2カ月という、それと新しい法人でしますので、若干のその材料の購入、そうしたもんがしょっぱなの部分についてはありますので、そこのあたりで3,000万ということになりますが、新しい、全体を受けるとすれば、全体の診療報酬というのが2カ月おくれで返ってまいりますので、そのせめて1カ月分の運営と言いますか、2カ月分の結局運営ですが、そこのあたりを例えば来年の4月から受けたにしても、4月、5月の運営相当分ぐらいは原資がないとできない。で、4月の診療報酬は6月に入る、そういうふうな形で入っ

てまいりますので、そのぐらひは必要ではないかというふうを考えております。

○議長（後山 幸次君） 17番、藤井貴久男君。

○議員（17番 藤井貴久男君） もう一つ気になりますのは、厚生連がどうなるのかというのが非常に気になるところです。といいますのは、この新しい橋井堂の役員の皆さんの顔ぶれを見ましても厚生連に関係ある方です。そのような中で今副町長は、指定管理に手は挙げないというふうなことを言われましたが、そこのところはどうなるのかなと、この顔ぶれから見たときに。そこのところが非常に気になってどういうふうになるのかということ質問したわけですが、その辺は厚生連内部でもこれはジレンマがあると思うんですよ。この先生の顔ぶれから見ても。その辺はいかがですか。厚生連の内部事情を副町長にお聞きしてもわからないかと思いますが、わかる範囲で。

○議長（後山 幸次君） 松浦副町長。

○副町長（松浦 秀信君） 今回の新しい法人の立ち上げは、津和野地域医療を守りたい、継続させたい、そういう思いで新しい法人をつくっております。それに対して、院長、理事長の予定者であります須山氏がまず名乗りを上げていただいた、そして津和野地域医療を守るために、

そういう意味では私たちも協力しますよということで、木島院長なり飯島副院長も賛同していただいたということで、木島院長、それから飯島副院長は当然厚生連に勤めておられますので、それは厚生連の仕事は厚生連の仕事としてきちっとやるということではありますが、地域医療に対する応援もしっかりやりたいということでもあります。

○議長（後山 幸次君） 17番、藤井貴久男君。

○議員（17番 藤井貴久男君） 3問目ですので最後になりますが、ここに日原診療所は不採算部門だというふうに書かれております。しかし、この10月10日の説明を受けました8月ですが、児玉先生によるとこれは採算はとれているんだと。4部門とも黒字になったと。そしてそのときに退職金云々というふうなことがあったが、このまま続けていくとその辺の余裕も出てくるのかねというふうな話もされたと私は記憶しております。

また7月、それはどうして日原診療所が黒になったかという、いろんなことをこの前ずっと長いことやってきたけども、整理してやっと黒になったんだと。黒になっておるのに、こちらには赤字になってると。そこのところどういうふうにとらえればいいのか。せっかく黒を出したところを取り上げるのかというふうなところが一つありますし、ま

たじゃあそうすると将来的に50床にするという基本構想も出しておりますが、津和野共存病院については、これは厚生連が持っても大丈夫なのか。反対、例えば日原診療所が黒で津和野の共存病院が赤になるというふうな可能性はどうなるんだとこの辺がありますが、いかがですか。

○議長（後山 幸次君） 松浦副町長。

○副町長（松浦 秀信君） 日原診療所の赤字基調から黒字基調になってるのではないかということではありますが、これは往々にして今の津和野共存病院との関連の中で、そうした形になってきつつあります。完全にそれじゃ、この日原診療所が今の体制で黒が続くかと言えば非常にまだ疑問視がなるという状況でありますので、いずれにしても今後の経営の不安定要素はあるというふうに見ております。

それから津和野共存病院の50床の問題なんですが、これは、この50床にするという基本構想で出てるのは、10年先を見越した段階ではそうした状況にしていかないと課題になりますよということで、直ちに50床にするということではございませんので、あの点、老健せせらぎも50床のもとに戻すということが報道されたという、私どもの言葉も足らなかったのかもしれませんが、そうしたことで報道

されて、関係者の動揺があったということで申しわけないというふう
に思ってますが、今後の10年、15年先を見越した段階で津和野町の
人口動態からすれば50床という形が出てくるんだということでござ
いますので、直ちに50床するということではございませんので、その
点は御理解をいただきたいというふうに思ってます。

○議長（後山 幸次君） ほかにありませんか。1番、村上義一君。

○議員（1番 村上 義一君） この資料を見て、ちょっと形態の件に
ついて質問いたしたいと思います。医療法人、社団法人としてこのたび
県のほうへ認可申請をされると思うんですが、この医療法人を開設す
ることに当たってのメリットの部分ですね、将来は社会医療法人と
しての認可の可能性もあると、こう示されておられますが、このたびは
社団法人として認可を県に届出をされて、将来的には社会医療法人と
しての認可の可能性もあるというこういう表現があるんですけど、こ
の違いはどうなんですかね。ちょっと私、この社団法人から社会法人と
しての認可と、この違いがわかれば答弁いただきたいと思います。

それと、あとこの役員を選出の件ですが、町が3,000万を出資い
たしております。須山先生は300万ですね。そして町が主に出資母体
でありながら、理事が町長ではなく副町長、松浦副町長の名前になって

る件がですね、代表として町長じゃなくて副町長になっている、この点をですね、この2点ほどお聞きいたしたいと思いますが、よろしく願いいたします。

○議長（後山 幸次君） 松浦副町長。

○副町長（松浦 秀信君） 先ほど社会医療法人につきまして、若干の説明をしたと思うんですが、初めに設立する段階では、そこが実際に公的な機能と言いますか、僻地医療なりそうした公性の持つ医療機関だということ言葉ではかけますけれども実績を出せません。実績を積んでいくことにおいて法人税なんかのメリットになる特定医療法人になり、それが社会医療法人につながっていくということでございますので、スタート時点は本当の公立で国立——国立じゃありません、本当の町立病院ということで直営でやる場合にはそうした形になるというふうに思いますが、民間の一応の一般の法人で立ち上げる段階では、社団法人で立ち上げておいて、これからこうした公的な医療施設ということの実績を積む、そうして津和野町で考えれば僻地医療、そうしたものの実績を積む中で、ここの診療所についてはこうした状況が持てますのでという認可がえをしてお願いをしていくという状況です。ですから、そうすると法人税なんかも通常は30%の法人税が22%の

法人税で済むというようなメリットが出てくるということでございますので、スタート時点はそうした一般病院という、一般法人という形でスタートです。

それから法人の役員の関係なんですけれども、町長がなぜならないのかということではありますが、最終的に不測の事態というようなことがあった場合に、これが指定管理、町内のいろんな指定管理の問題も含めまして、現在当初は町長が理事等でなっておりましたけれども、今はすべて町長でなしに副町長が出て、そうした理事を務めているという、指定管理をする側と受ける側が代表者であれば、そうした役員でならないということでもありますので、町長は一応役員としては受けないという形であります。

○議長（後山 幸次君） ほかにありませんか。2番、下森博之君。

○議員（2番 下森 博之君） 先ほど滝元議員さんの質問の答えとして、新法人の受け入れ面において、新法人が何とかしてくれるだろうという言葉が出て、ちょっと私自身はその言葉を聞いて逆に不安になったもので質問させていただくということにもなるんですが、もともときょうのこの提案とまた附随された資料を見たときに、まず最初に思った感想というのが、通常この出資をするという場合には、本来は一般

的には新法人のやはり目論見書みたいなものが当然出てくるのが通常じゃないかなというの、それがきょうは出てこないというのがどうしてなのかなというのをちょっと思っと思ったわけでございます。実際3,000万もの出資をするわけですから、その中で初年度、せめて初年度、そうした中での資産の運用の予測、そうしたもくろみみたいなものが当然つくられているんだろうというふうにも思っておるわけでございますが。まずその辺を踏まえて先ほどの答弁で新法人が何とかしてくれるだろうというようなお答えだったんで、相まって不安に感じたということでございますが、当然その辺のもくろみの辺は執行部のほうも把握をされとっての中での今日の提案だということを確認をさせていただきたいというふうに思うことと、せめて我々もきょうそれがないうちで、先ほど何人かの議員さんも将来的な赤字なのか、黒字なのかという心配をされる質問が当然出てきたわけでございますけれども、私としてもこれをもし、法人は私はもうやむを得ない、やむを得ずせひやるべきだと思っておりますが、やはり住民への説明責任というものが伴ってまいりますので、一つだけ質問させて、もう一つ質問させていただくと、結局資料1のところ厚生連の経営が日原診療所については不採算であって、そして管理料はマイナスとなっているから矢印で新

医療法人の立ち上げというふうに書いてありますので、新医療法人のもくろみはこれは黒字になるというふうに、そういう状況の中でこの出資を出されるということを判断をされたというふうに考えていいかということを確認をさせていただきたいというふうに思います。よろしくお願いたします。

○議長（後山 幸次君） 松浦副町長。

○副町長（松浦 秀信君） この点につきましては、先ほど御答弁させていただきましたように、現在の状況ではなかなか現場対応のいろいろな意味での組織上の対応がスムーズに行かないという部分もありまして、非効率な部分があると思いますが、新法人になりまして、この点をもっとスムーズにいろいろな意味では体験させていくということにおいて、大幅な黒字ということにはなりません、収支は採算が合うというふうに考えているところであります。

○議長（後山 幸次君） 2番、下森博之君。

○議員（2番 下森 博之君） 当然経営努力、黒字になるようにしていただかなければならないのは大前提でございますが、こうした地域医療という公益的な性格を持つ法人でもありますので、場合によっては赤字になってくるということも、それは考えられるというのは私自

身も理解をしております。ただどういうふうな具体的な数字のもとに今の新法人が運営がなされていくというのは、やはり議会も3,000万を承認する以上はその把握をしておく私は必要があるということに思っておるわけですが、その辺のやはり議会に対する説明というのは今後予定をされておるのかどうかというのももう一つ聞かせていただきたいと思います。

○議長（後山 幸次君） 松浦副町長。

○副町長（松浦 秀信君） 当然町から出資をしておるところにつきましては、当然その運営状況についても議会のほうへ報告させてもらってますので、当然皆さん方にもこの新法人につきましてもきちっと報告をさせていただきます。

○議長（後山 幸次君） ほかにありませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず本案件に反対者の発言を許します。ありませんか。17番、藤井貴久男君。

○議員（17番 藤井貴久男君） 反対の立場で討論をいたします。9月24日の同僚議員の一般質問で初めてこの医療法人について我々の

前に示されたというのが一番最初だったろうというふうに思います。そしてその後新聞にいち早く発表された。そして我々に発表というか正式にあったのは10月10日の全員協議会の中で津和野病院基本構想が発表されたというところであります。そして本日提案、そして採決というわけではありますが、私は余りにも急でありまして、また専門知識が私自身にもありません。また本日の質問の中でも将来をどうするんだというふうなこともシミュレーションもはっきりしたものが出ておりません。そのような中で、私もやはり説明責任もありますので、これについては反対をせざるを得ないと思っております。

ただ金額が厚生連出している金額、質問のときに申しましたが、2,700万出しているんだというふうなところも納得ができるところではありますが、私自身の考えとして余りにも急過ぎて説明、皆さんに聞かれた場合、私は説明ができかねる、将来どうなるのと言われた場合、私は説明ができない、そのような理由で反対をさせていただきます。

○議長（後山 幸次君） 次に、本案件に賛成者の発言を許します。3番、沖田守君。

○議員（3番 沖田 守君） この病院問題というか、地域医療の問題については、もうかねてから合併以来この重要な案件として何回か

議会で激論も交わし、あるいは毎たびの一般質問でも町の姿勢やこれからのあるべき地域医療についての質問が随分なされてきたわけであり、で、我々一番心配しておりましたのは両町が合併をして、津和野地域も日原地域も隔たりなく地域住民が安心して受診ができて、そして生活ができるというそういう体制づくりは行政の大きな責任であるというふうにかねてから思っておりました。で、私はいつかも申し上げましたが、厚生連が抜本的な経営改善策というものを出しながら、今日まで鋭意努力をしてきたけれども、今日の医療情勢下の中ではなかなか好転に向かうというところまで行かないというような説明も随分受けました。そして、町はこのままではいけないということで、ああしてコンサルタントを入れ、公認会計士を入れ、そして現状の厚生連の経営に相当大きな指導や改善策を提案をされてきたのだらうと、こう思います。で、さきの全員協議会でも公認会計士やコンサルタントからいろいろな報告をちょうだいしました。ここに来てようやく月例経営資産ではあります、7月8月といささか好転の日差しを見せてきたと、こういう状況でありますから、基本的には現在の津和野共存病院、老人保健施設せせらぎの経営は私は今の石西厚生連が未来永劫指定管理として受けられるようにこれは行政指導もせにゃならんと思いますが、

そのことに重きを置いて頑張ってもらわなならんと、そこに施設は町になりましたから、そういった意味での支出は伴いませんので、あとはお医者さんを初めスタッフが一致団結して努力をすれば、利益を求めるといふよりは何とかこの地域の医療は守られるのではないかという期待をしております。

そして今回あわせて、ようやくにしてと私にすれば言わせてもらうわけではありますが、この日原の地の診療所を、独立をして、そしてこの日原地区を中心とした診療体制の充実を図るといふ、こういう御提案でありますから、私はまことに結構なことだところと思います。

石西厚生連については、内部のいろんな改善策を今おやりになっている最中ということでもありますが、一部には残念ながら代表理事が辞任をせざるを得ないというような状況が起きたといふのは、まことに組織の欠陥でありますから、根本的にここは農協系統の中で十分論議をして、そして今後の方向づけはしてもらわにやならんと、こう思います。しかし、きょう御提案いただいたこの診療所、新医療法人に対する出資金については、3,000万という出資金ではあります、私はせめて5,000万程度の出資金提案がなされるかなという期待はしておりましたが、2カ月程度の運転資金ということで3,000万という

ことに御提案をちょうだいしておりますが、大いに結構でありますから、これを本当に身のあるものにしていただくように、須山院長もああしてみずからの資本も出されて、そしてこの地域の医療を守ってやろうというこういうかたい決意がここにも見えるわけであります。余談ではありますが、先般私は孫を連れて日原診療所へ参りました。それで須山院長とお話をしました。「須山先生、頑張ってもらわな困りますね」と申しあげました。そうしたら院長は「私もその覚悟でやるわけですから、沖田さん、何とか支援もいただきたい」と、こういうお話ですから、及ばずながら我々も議会の一員としてできるだけ院長先生、あなたの後押しができるように精一杯の御支援は申しあげにやならんと。そのかわり先生、骨を埋めるつもりで頑張ってくださいよと申しあげました。いみじくも先ほど町長が相当なお覚悟のようなお話もちょうだいしましたが、私もまさに須山院長はこの地を骨をうずめる覚悟でこの新医療法人の立ち上げに御賛同をいただいたものと解釈をして、本提案に賛成の立場で討論をさせていただきます。

以上であります。

○議長（後山 幸次君） ほかに本案件に反対の発言はありませんか。
ありません。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 次に、本案件に賛成者の発言はありませんか。

14番、竹内志津子君。

○議員（14番 竹内志津子君） 厚生連の経営について不安な部分もあるわけなんですけども、新たな新医療法人が設立され、町がこれに責任を持たれるという、そして不測の事態に至った場合には、この新しい医療法人が受け皿となると、そういうものが新たにできるということは、やはり町民にとって町民の医療を町が責任をとるといふ、そういう覚悟のもとでなされると思います。ですので、私もこの3,000万の出資で大丈夫なのかなとちょっと私、財政的には余り詳しくないんですが、ちょっとどうかなというふうな思いはしましたけども、でも町も見通しとして3,000万で当面は大丈夫ということでこういう判断をされたと思いますので、この新医療法人を立ち上げるに当たっての3,000万の出資は妥当ではないかなと思いますので賛成をいたします。

○議長（後山 幸次君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第141号を採決いたします。本案件を原案のとおり

決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後山 幸次君） 起立多数であります。よって、議案第141号平成20年度津和野町一般会計補正予算（第3号）については、原案のとおり可決されました。

○議長（後山 幸次君） お諮りいたします。以上をもちまして本臨時会に付議された事件はすべて終了いたしました。よって、会議規則第7条の規定により、閉会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 御異議なしと認めます。よって、第5回津和野町議会臨時会を閉会いたします。大変お疲れでございました。

午前 11 時 35 分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年 月 日

議 長

署名議員

署名議員